

2013. 9. 30

佐久保健所管内で有毒きのこ「クサウラベニタケ」による食中毒が発生しました

本日、佐久保健所は有毒きのこ「クサウラベニタケ」による食中毒の発生について発表しました。

患者は、9月29日にこのきのこを喫食した1グループ3名であり、全員快方に向かっています。

次のポイントに注意して有毒きのこによる食中毒を防ぎましょう。

(有毒きのこによる食中毒の予防ポイント)

- 知らないきのこは採らない、絶対に食べない、人にあげない。
- 食べられるきのこの特徴を完全に覚える。
- 「柄が縦に裂けるきのこは食べられる」などの誤った言い伝えや迷信を信じない。

なお、長野県ではきのこに詳しい方を「きのこ衛生指導員」として委嘱し、きのこに関する正しい知識の普及活動をしています。きのこ衛生指導員に関するお問い合わせは、最寄りの保健福祉事務所（保健所）の食品衛生相談窓口へお尋ねください。

もし、きのこ中毒だと思ったら、すぐに医師の診察を受けましょう。受診の際、原因と思われるきのこが残っている場合は、持参してください。

今回の食中毒の詳細については下記のアドレスをご覧ください。

http://www.pref.nagano.lg.jp/shokusei/happyou/kinoko_ch130930.html

◆おう吐、下痢、発熱などの症状のあるときは、早めに医師の診察を受けましょう。

●内容に関するご意見・お問い合わせ先

- ・長野県庁健康福祉部食品・生活衛生課
(電話 026-235-7155, FAX 026-232-7288, 電子メール shokusei@pref.nagano.lg.jp)
- ・最寄りの保健福祉事務所（保健所）食品衛生相談窓口